

平成29年度

第2回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：平成29年8月2日から平成29年11月27日まで)

教育委員会
農業委員会事務局
監査委員事務局

平成29年12月11日提出

郡山市監査委員

29郡監査第731号

平成29年12月11日

郡山市議会議長
郡山市長
郡山市教育委員会
郡山市農業委員会

郡山市監査委員	伊藤達郎
同	橋本勉
同	諸越裕
同	但野光夫

平成29年度第2回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成29年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	2
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 実 施 場 所 及 び 日 程	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 財産管理事務について	3

平成 29 年度 第 2 回 定期監査の結果に関する報告

第 1 準 拠 基 準

郡山市監査基準

第 2 監 査 の 概 要

1 監 査 の 種 類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監 査 の 対 象

(1) 対 象 範 囲

平成29年度における財務に関する事務で、平成29年7月31日までに執行したもの

(2) 対 象 部 局

ア 教 育 委 員 会

教育委員会事務局教育総務部

総 務 課	生 涯 学 習 課	公 民 館 等	図 書 館
勤 労 青 少 年 ホ ー ム	美 術 館	少 年 湖 畔 の 村	

教育委員会事務局学校教育部

学 校 管 理 課	学 校 教 育 推 進 課	教 育 研 修 セ ン タ ー	総 合 教 育 支 援 セ ン タ ー
小 学 校	中 学 校		

なお、公民館等(43館)、小学校(58校)、中学校(28校)については、次の施設を抽出して実施した。

公民館等 (15館)

中 央 公 民 館	大 槻 公 民 館	大 成 地 域 公 民 館	小 山 田 地 域 公 民 館
大 槻 東 地 域 公 民 館	安 積 公 民 館	柴 宮 地 域 公 民 館	安 積 南 地 域 公 民 館
永 盛 地 域 公 民 館	三 穂 田 公 民 館	逢 瀬 公 民 館	湖 南 公 民 館
西 田 公 民 館	中 田 公 民 館	安 積 総 合 学 習 セ ン タ ー	

小学校 (20校)

金 透 小 学 校	小 原 田 小 学 校	桃 見 台 小 学 校	富 田 東 小 学 校
白 岩 小 学 校	桜 小 学 校	大 島 小 学 校	朝 日 が 丘 小 学 校
安 積 第 三 小 学 校	穂 積 小 学 校	河 内 小 学 校	日 和 田 小 学 校
行 健 第 二 小 学 校	行 徳 小 学 校	熱 海 小 学 校	高 瀬 小 学 校

谷田川小学校 高野小学校 大田小学校 宮城小学校

中学校（9校）

郡山第三中学校 郡山第六中学校 郡山第七中学校 安積中学校
片平中学校 喜久田中学校 行健中学校 二瀬中学校
宮城中学校

イ 農業委員会事務局

ウ 監査委員事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所

監査委員室

- (2) 監査の期間

平成29年8月2日から平成29年11月27日まで

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

平成29年11月27日

第3 監査の結果

農業委員会事務局及び監査委員事務局を除いて、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 徴収事務

手数料徴収に適切でないものがあった。

証明手数料については、郡山市手数料条例第3条第1項の規定に基づき、交付の際に手数料を納付させなければならないが、証明書交付の際に徴収していなかった。

学校管理課

2 財産管理事務について

(1) 公有財産管理事務

行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあった。

公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可をしたときは、郡山市財産規則第27条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあった。

生涯学習課 学校管理課